

化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割について

○ 検討事項(案)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に向けて、地方公共団体が果たすべき役割は何か。

1. 法律の規定

化学物質排出把握管理促進法では、化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割に関して、以下のとおり定められている。

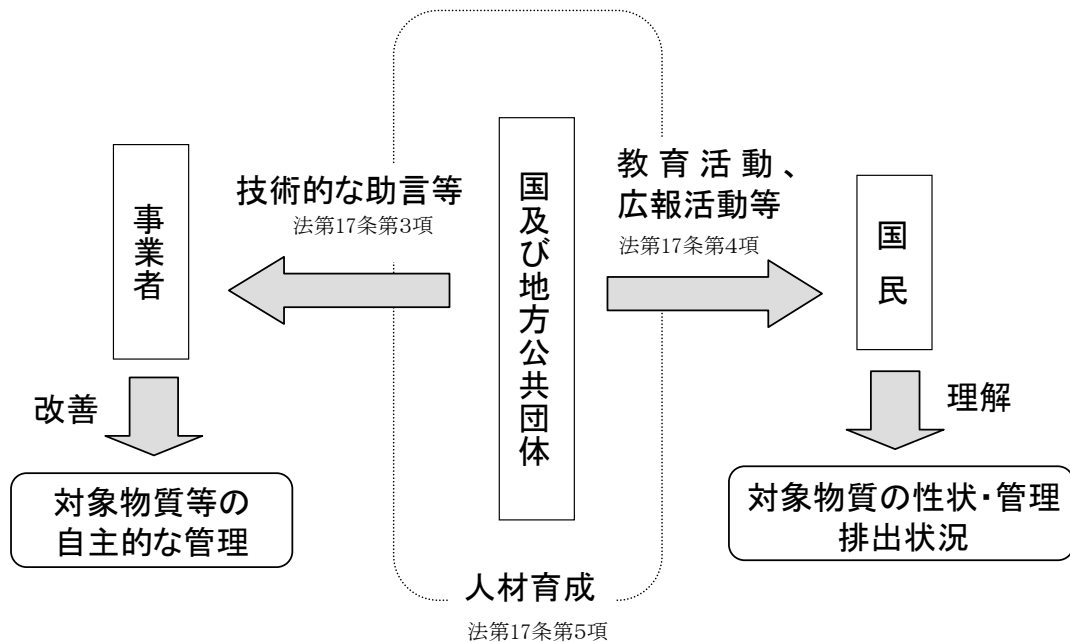


図 1-1 化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割に関する規定

2. 地方公共団体における独自制度の状況

地方公共団体における化学物質管理制度の状況等について、平成17年10月時点においてPRTR届出事務を担っている68地方公共団体を対象にアンケート調査を行った。

管理計画等の届出を規定している地方公共団体は、10地方公共団体あり、事業者向けの管理指針を作成し公表している地方公共団体は、19地方公共団体あった。(表2-1)。

表 2-1 独自制度の実施状況

地方公共団体名	ア	イ	ウ
	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
北海道		○	
札幌市	○	○	
福島県		○	
茨城県		○	
栃木県			○
群馬県		○	
埼玉県	○	○	
千葉県		○	
千葉市			
東京都	○	○	
神奈川県	○	○	
横浜市	○	○	
川崎市	○	○	
新潟県			○
富山県		○	
富山市		○	
石川県			
愛知県	○	○	○
名古屋市	○	○	○
滋賀県	○		
京都府		○	
大阪府	○	○	
広島県			○
徳島県		○	
佐賀県		○	
熊本県			○
件数	10件	19件	6件

注1:「ア. 管理計画等の届出制度」を規定している上記10地方公共団体と、県の制度により管理計画等の報告を受けている政令市、中核市の4地方公共団体の合計14地方公共団体が、管理計画等を活用しているとの回答があった。

注2:「ウ. その他」の具体的な内容は以下のとおり。

栃木県: 県の条例施行規則に基づき管理計画を作成し、事業者自ら公表を行うよう努力義務を規定

新潟県: 県独自に取扱量調査を実施

愛知県: 事故発生時に事業者が取るべき措置を規定

名古屋市: 事故発生時に市へ状況報告を行うよう規定

広島県: 化管法の指針に基づき管理計画を作成し、事業者自ら公表を行うよう規定

(1) 管理計画等の届出・活用

上記において管理計画等を届出・活用していると回答があった14地方公共団体における管理計画等の届出・活用目的を図 2-1 に示す。

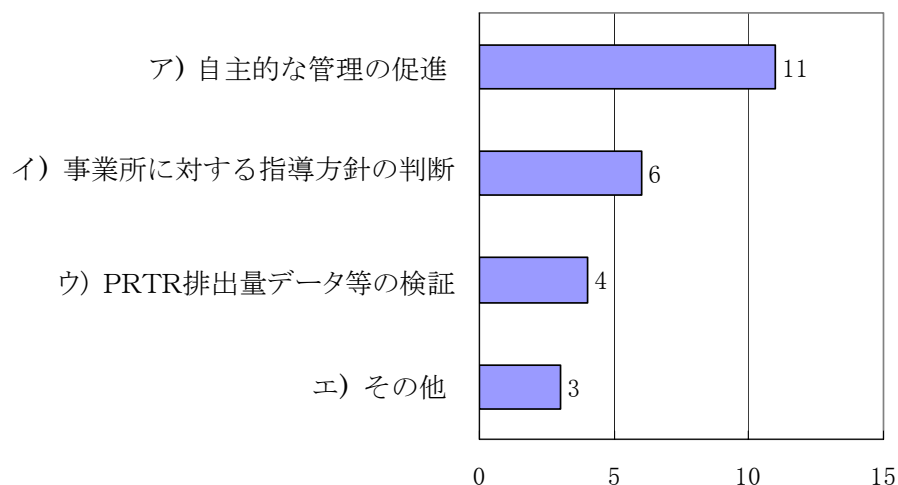


図 2-1 管理計画等の届出・活用目的(複数回答)

上記、ア)～エ)のそれぞれの詳細を以下に示す。

ア) 自主的な管理の促進

- ・化学物質の適正管理、責任者の選任、緊急時連絡体制の確立(8件)
- ・管理目標を定め、その達成目標を毎年度報告させることにより自主管理を促進
- ・管理計画にて、事業者自ら削減目標を設定、取組(2件)

イ) 事業所に対する指導方針の判断

- ・事業所に立入する際、届出どおり管理されているか確認することにより、事業者のさらなる自主管理を促進(2件)
- ・VOC 規制等での化学物質使用事業所の把握(2件)
- ・条例に基づく特定化学物質取扱事業所の立入検査における指導・意見聴取時に「特定化学物質等適性管理手順書」を活用

ウ) PRTR 排出量等のデータの検証

- ・管理計画の管理方法や工程図から排出量の妥当性を検証(2件)
- ・取扱量との比較により排出量の妥当性を検証

エ) その他

- ・事故処理マニュアルを記載させることにより、行政と事業者間で緊急時に連絡
- ・事故時に化学物質管理が日常適正に行われていたかを判断
- ・事故が発生した際に、管理方法や事故時の措置などに基づいて対応

3. 地方公共団体における事業者によるリスクコミュニケーションを支援する取組

事業者の支援を目的としたリスクコミュニケーションに関する取組の実施状況について、アンケート調査を実施した。

【調査対象者・調査方法】

平成 18 年度にPRTR届出事務を担当していた 71 地方公共団体に対し、化学物質管理に関する地方公共団体による事業者への支援の状況を把握することを目的としてアンケート調査を実施し、69 地方公共団体の回答を集計した。

【調査時期】

平成 19 年2月

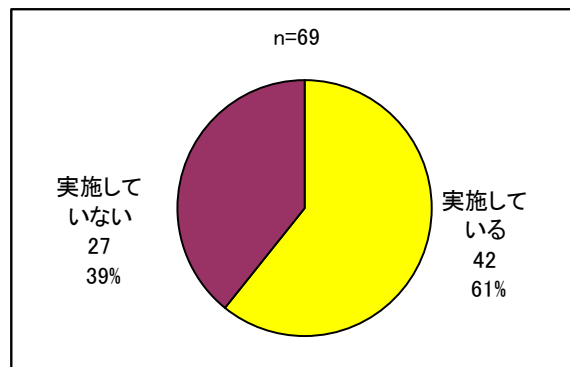


図 3-1 地方公共団体におけるリスクコミュニケーションに関する取組の実施状況

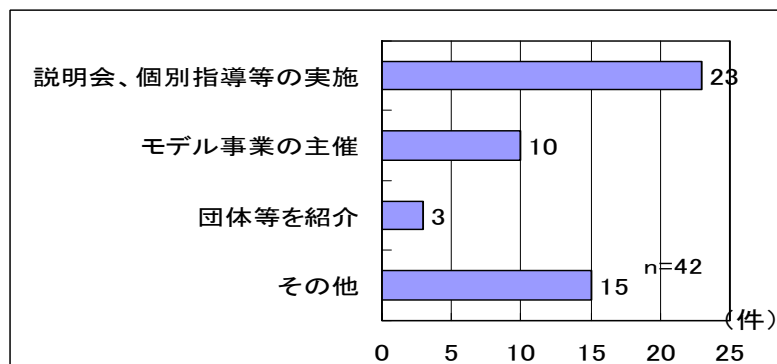


図 3-2 実施している内容

○その他

- ・セミナー、事例発表会、意見交換会等の情報提供を主体とした市民も含めた会合の開催(5件)
- ・情報収集やガイドラインの策定等(5件)
- ・HP 等を活用した情報提供(2件)

○実施していない理由

- ・化学物質が問題となっている事例が見当たらないため(4件)
- ・対応できる職員の数不足しているため(4件)
- ・現在、リスクの実施を検討中(4件)
- ・地方公共団体がリスクに関与する必要性を感じないため(3件)
- ・住民あるいは企業、または双方の関心・要望がないため(2件)
- ・各企業がそれぞれ取組を行っているため認識しているため(2件)

4. 地方公共団体の取組事例

地方公共団体において、事業者の化学物質管理やリスクコミュニケーションを促進するために、様々な取組が実施されている。

ここでは、環境対応に関して先進的な取組を行う事業者を広く紹介する取組事例(岐阜県)、化学物質管理に関する情報提供等を実施している取組事例(千葉県)、条例に基づく上乘せ措置により、事業者からのデータ提供を求める取組事例(名古屋市)、リスクコミュニケーションを支援するための取組事例(東京都、埼玉県)を紹介する。

(1) 岐阜県: 環境配慮事業所登録制度

事業者の事業活動に伴う環境負荷の低減および環境配慮した自主的かつ積極的な取り組みを促進することを目的とした制度。要綱に定める必須項目12項目等の登録要件を満たした事業所を「岐阜県環境配慮事業所」として登録し、登録事業所登録簿やホームページに掲載するとともに、登録事業所のパンフレットを作成し、全国に発信している。現在、24業種 115事業所が登録されている(平成19年4月時点)。

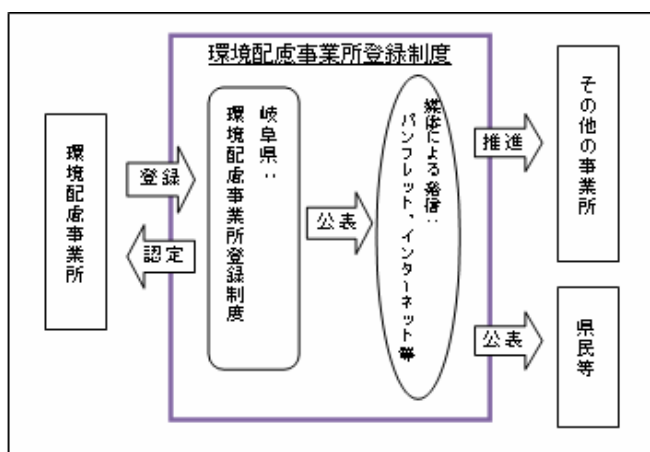


図4-1 岐阜県における環境配慮事業所登録制度の概要

表4-1 環境配慮事業所登録要件(平成18年1月改正)

	必須要件(登録について必要な要件であり、すべて満たす必要がある。)	配慮要件(登録の可否の決定において評価する要件)
2. 化学物質の適正管理	1 MSDS(Material Safety Data Sheet)等により化学物質に関する情報の収集に努め、収集した情報は整理して保管している。 2 化学物質の管理体制を整備している。 3 特に爆発性、引火性、腐食性等を有する危険物等について、二重三重の安全策が講じられている。 4 有事(突発的事故等)に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するPDCAと訓練がなされている。	1 <化学物質使用量削減> 常に、化学物質の使用量の削減を計画し、実施している。 2 <化学物質転換> より安全なもの(例えばPRTR法対象外の化学物質)への転換に取り組んでいる。

(出典:岐阜県ホームページより抜粋)